

企 発 第 228 号

平成 18 年 2 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 日本貿易会
経 理 委 員 会

「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない
複合金融商品）に関する会計処理（案）」
に関するコメントについて

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

1 月 27 日に貴会より公表されました論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、次の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮頂きたく、よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

全般

- ・ 今回の変更により物価変動国債等についての処理上の問題が解決され評価できる。但し、将来的に米国・国際会計基準とのコンバージェンスを含め、組込みデリバティブの処理そのもの見直しについても検討すべきと思料する。

第6項(3) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性

- ・ 第6項(3) ただし書きでは、「契約上、当初元本を毀損する可能性があっても、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債の当初元本に及ぶ可能性が低いといえるものについては、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性はないものとして取り扱う。」としているが、どのレベルであれば「可能性が低い」といえるのか不明瞭である為、現物の金融資産又は負債にリスクが及ぶ可能性の程度を指針として明確にすべきかと考えます。

第9項(26項) 組込デリバティブを区分して測定することができない場合の会計処理

- ・ 通常の公社債を満期保有する場合は、当該債券は時価評価の対象とはされていません。

一方、上記公社債の発行体の信用リスクを内在するクレジット・リンク債を満期保有する場合、当該債券に内在信用格付けの変化が生じ、当該クレジット・リンク債の時価が変動した際には、今般の公開草案第 26 項及び第 9 項によれば、組込デリバティブを合

理的に区分して測定することができない場合、当該債券を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上することとなっております。

上記の2つの債券は期待される経済効果が同様にもかかわらず、時価評価に関する会計処理が異なることとなりますので、両者の整合性を取る必要があると考えます。

第11項 本適用指針を適用により会計処理を変更することとなる場合の処理

- ・ 本公開草案（適用指針）の主旨を踏まえると、当該適用指針を適用することにより、これまでの会計処理を変更することになる場合（第11項）の設例があれば有用だと判断されるので、これを追加頂きたい。

以 上